

○子育て支援ヘルパー派遣サービス事業実施要綱

平成12年4月1日

(総則)

第1条 妊娠中及び出産後で、家事の支援等を必要とする家庭に、家事及び保育経験のある子育て支援ヘルパー（以下「ヘルパー」という。）を派遣し、当該家庭が安心して日常生活を営むことができるよう援助すること及び家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、保護者に代わり日常的かつ長期的に家事等を担っている18歳未満の子ども（以下「ヤングケアラー」という。）等がいる家庭にヘルパーを派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐことを目的とする子育て支援ヘルパー派遣サービス（以下「サービス」という。）の提供については、サービス等提供規則（平成12年横須賀市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 サービスの提供を受けることができる者は、本市に住民登録を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する妊婦若しくは産婦又は出生した乳児のいる家庭に属する者で、かつ、日常生活を営むのに支障をきたし、家事の支援等を必要とするもの
 - ア 妊娠に伴う疾病による安静が必要と医師から診断されたときから回復するまでの間の者
 - イ 単胎においては、出産後3箇月間又は産婦若しくは出生した乳児の退院後3箇月間の者
 - ウ 多胎においては、出産後1年間又は産婦若しくは出生した乳児の退院後1年間の者
- (2) 次のいずれかに該当する者で、かつ、家事、子育て等に対して不安や負担を抱え、家事の支援等を必要とするもの
 - ア 保護者に監護させることが不相当であると認められる18歳未満の子ども（以下「児童」という。）のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭に属する者
 - イ 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童その他の保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭に属する者

ウ 若年妊婦その他の出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭に属する者
エ ヤングケアラーのいる家庭その他、市長がサービスによる支援が必要と認めた家庭に属する者

2 前項の規定にかかわらず、介護保険、障害福祉サービス等の公的制度（以下「公的制度」という。）による家事等の支援を利用できる者及び市長が派遣することが適当でないとする者に対するサービスの提供は行わないものとする。

（実施機関）

第3条 サービスの提供は、ヘルパー事業者（以下「委託事業者」という。）に委託して行う。

（申請等）

第4条 規則第4条に規定するサービス等提供申請書は、子育て支援ヘルパー派遣サービス事業申請書兼同意書（第1号様式）によらなければならない。

2 前項の申請書の提出が困難な者は、電話、ファックス等により申請することができる。

3 市長は、前2項の申請に基づいて対象者、世帯の状況等を調査し、派遣の可否を決定するものとする。

4 市長は、前項の規定により派遣を必要と決定したときは、申請者に対して子育て支援ヘルパー派遣事業決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

5 市長は、第3項の規定により派遣が不要と決定したときは子育て支援ヘルパー派遣サービス事業非該当通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

6 ヘルパーの派遣回数、訪問時間及び支援の内容については、世帯の状況等を勘案して市長が決定する。

（変更又は中止申請等）

第5条 前条の規定による利用の決定を受けた者が、利用内容を変更し、又は利用を中止しようとする場合は、利用日の前日の午後5時（ただし、民生局こども家庭支援センター長が別に定める委託事業者にあつては前日の午後4時）までに市長に申し出なければならない。

（派遣日数等）

第6条 ヘルパーの派遣は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める日数を限度とする。

- (1) 第2条第1項第1号アに該当する者 7日
- (2) 第2条第1項第1号イに該当する者 15日
- (3) 第2条第1項第1号ウに該当する者 40日
- (4) 第2条第1項第2号アからエまでのいずれかに該当する者 3か月間に15日。

ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

- 2 サービスの内容は、別表第1に掲げるもののうち必要と認められるものとする。
- 3 サービスの利用は、1日1回（第2条第1項第2号に該当する者で、別表1中の
(2)オ児童の送迎（幼稚園、保育園等に限る。）のみの場合、児童1人につき1日2回）まで、午前8時から午後5時までの間の連続した2時間以内とする。
- 4 サービスの利用は、次に掲げる日を除くものとする。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

（一部負担金）

第7条 サービスの提供を受けた者（以下「利用者」という。）は、サービスの提供に係る費用の一部負担金として、別表第2に定める額を委託事業者に納付しなければならない。ただし、第2条第1項第2号アからエまでのいずれかに該当する家庭はこの限りではない。

- 2 第2条第1項第1号アからウまでのいずれかに該当する者（世帯の階層区分がAに該当する世帯に属する者を除く。）が第5条の規定による期日までに同条の申し出をせずに利用を中止した場合は、別表第2に掲げる額に相当する額を委託事業者に納付しなければならない。

（委託料）

第8条 市長は、委託事業者に対し、次の各号に規定する委託料から前条第1項に規定する一部負担金を控除した額を支払うものとする。

- (1) ヘルパーの1人派遣 1日につき6,000円
- (2) ヘルパーの2人派遣 1日につき12,000円
- (3) 第2条第1項第2号アからエまでのいずれかに該当する者に、別表1中の
(2)オ児童の送迎（幼稚園、保育園等に限る。）のみを行った場合 2,200円

- 2 第2条第1項第1号アからウまでのいずれかに該当する者（世帯の階層区部がAに該当する世帯に属する者に限る。）が第5条の規定による期日までに同条の申し出をせず

に利用を中止した場合は、世帯の階層区分がBに該当する世帯の一部負担金に相当する額を、第2条第1項第2号アからエまでのいずれかに該当する家庭に属する者が第5条の規定による期日までに同条に規定する申し出をせずに利用を中止した場合は2,000円を、市が委託事業者に支払うものとする。

(報告)

第9条 委託事業者は、毎月10日までに前月分の子育て支援ヘルパー派遣サービス事業実施報告書（第4号様式）に請求書を添付して、市長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、民生局こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表1)

区分	サービスの内容
(1) 家事に関すること	ア 食事の準備及び後片付け イ 衣類の洗濯 ウ 居住等の清掃及び整理整頓 エ 生活必需品の買い物 オ その他必要な家事援助
(2) 育児に関すること	ア 授乳援助 イ おむつ交換 ウ 沐浴介助 エ 児童の世話 オ 児童の送迎（幼稚園、保育園等に限る。） カ その他必要な育児援助

(別表2)

対象者	派遣人数	世帯の階層区分		一部負担金
第2条第1項各号に規定する者	ヘルパー1人	A	生活保護法（昭和25年法律144号）による被保護世帯及び当該年度分の市町村民税が非課税の世帯	0円
		B	A階層に属さない世帯	1,250円
	ヘルパー2人 (多胎児のみ)	A	生活保護法（昭和25年法律144号）による被保護世帯及び当該年度分の市町村民税が非課税の世帯	0円
		B	A階層に属さない世帯	1,750円

第1号様式（第4条第1項関係）

子育て支援ヘルパー派遣サービス事業申請書兼同意書

年 月 日					
(あて先) 横須賀市長					
申請者 (氏名)					
対 象 者					
訪 問 先					
申 請 理 由					
サービス内容 の希望					
利用予定日					
利 用 歴					
同居家族	続柄	氏名 (ふりがな)	生年月日	職業/所属	備考
同意書	(1) 申請書に記入された内容は、委託事業所と情報共有します。(子育て支援ヘルパー派遣サービス以外の 目的で委託事業所が個人情報を利用することはありません。) (2) 利用決定に必要な市税等に関する調査を市が行います。 (3) 必要時、委託事業所と市の関係機関が利用状況等について情報共有することがあります。				
<input type="checkbox"/> 同意する					

※サービスの提供はヘルパー事業所と調整して行いますが、内容や時間などご希望に添えない場合もあります。

第2号様式（第4条第4項関係）

子育て支援ヘルパー派遣サービス事業利用決定通知書

第 号
年 月 日

申請者 住所
氏名

横須賀市長 

年 月 日付けで申請のありました子育て支援ヘルパー派遣サービス事業の利用について、決定しましたので通知します。

整理番号		
対象者	氏名	
	住所	
派遣事業所		
世帯区分		
自己負担金		
利用期間及び 利用日数		
備考		

第3号様式（第4条第5項関係）

子育て支援ヘルパー派遣サービス事業非該当通知書

第 号
年 月 日

申請者 住 所
氏 名

横須賀市長 印

年 月 日付けで申請のありました子育て支援ヘルパー派遣サービス事業の利について、以下の理由により非該当としましたので通知します。

対象者	住 所	
	氏 名	

(非該当理由)

第4号様式（第9条関係）

子育て支援ヘルパー派遣サービス事業実施報告書

年 月 日			
(あて先)横須賀市長			
受託者 住 所 事業所名 代表者名			
印			
対象者	住所		
	氏名		
区分	妊娠中利用 ・ 産後利用（退院日 年 月 日） ・ 養育支援		
回	利用日・時間	サービス内容	ヘルパー氏名
1	月 日 : ~ :	<input type="checkbox"/> 家事 () <input type="checkbox"/> 育児 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
2	月 日 : ~ :	<input type="checkbox"/> 家事 () <input type="checkbox"/> 育児 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
3	月 日 : ~ :	<input type="checkbox"/> 家事 () <input type="checkbox"/> 育児 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
4	月 日 : ~ :	<input type="checkbox"/> 家事 () <input type="checkbox"/> 育児 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
5	月 日 : ~ :	<input type="checkbox"/> 家事 () <input type="checkbox"/> 育児 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
6	月 日 : ~ :	<input type="checkbox"/> 家事 () <input type="checkbox"/> 育児 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
7	月 日 : ~ :	<input type="checkbox"/> 家事 () <input type="checkbox"/> 育児 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
8	月 日 : ~ :	<input type="checkbox"/> 家事 () <input type="checkbox"/> 育児 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
9	月 日 : ~ :	<input type="checkbox"/> 家事 () <input type="checkbox"/> 育児 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
10	月 日 : ~ :	<input type="checkbox"/> 家事 () <input type="checkbox"/> 育児 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
(備考)			